松浦市文化財調査報告書　第２集

松浦市鷹島海底遺跡

平成13・14年度

鷹島町神崎港改修工事に伴う緊急調査報告書



2008

長崎県松浦市教育委員会

巻頭図版



鉄製筒（No.974）



発刊にあたって

長崎県松浦市は、長崎県本土北部に位置し、伊万里湾を介して松浦市・北松浦郡福島町・同鷹島町の一市二町で、平成18年１月１日に合併した県内で11番目の市です。市の面積は130.13㎢、人口規模は約28,000人で、県内でも最も人口が少ない市となっています。年齢別人口をみると、65歳以上の老年人口が25.3％となるなど長崎県平均の20.8％を上回る高齢化率となっています。平成27年における総人口の目標を若年層の人口流出が合併後長崎県並に抑制されることを前提として、15歳から24歳の６年目以降の社会移動率を県全体の水準に設定して約24,000人としています。

松浦市は、海を挟み朝鮮半島や中国をはじめとしたアジア地域にも近い位置にあることから古くから大陸との交流が盛んでありました。それは、市内各地に所在する遺跡からの出土品が物語っています。特に鷹島町には海底遺跡もあります。

本報告書は、旧鷹島町で平成13年度と14年度に実施した神崎港改修工事に伴う鷹島海底遺跡発掘調査の報告書です。これまで調査の概報は刊行されていましたが、諸般の事由により本報告はなされていませんでした。

松浦市教育委員会では、鷹島海底遺跡は文永・弘安の役（元寇）の蒙古襲来に関連した遺跡であること及び国内はもとより世界的にも注目されている遺跡であり、鷹島海底遺跡の国の史跡指定及び出土遺物の重要文化財指定を目指して取組むためにも本報告書の刊行は必要不可欠のものであるとの認識から、文化庁のご理解と承認を得て国庫補助事業の一環としていただくことができました。

本報告書の作成にあたっては、平成18年度から文部科学省科学研究費補助金基盤研究（Ｓ）「長崎県北松浦郡鷹島周辺海底に眠る元寇関連遺跡・遺物の把握と解明」の代表者である琉球大学池田榮史教授には多大なご協力をいただきました。ここに記して感謝申し上げます。また、長崎県教育委員会、鷹島海底遺跡調査指導委員会をはじめ多くの関係者の方々のご協力により本報告書を刊行することができましたことに対し、心から感謝を申し上げます。

最後になりましたが、本報告書が埋蔵文化財保護への理解と認識を深める一助となり、学術研究の資料として広く活用されることを願って発刊のご挨拶といたします。

平成20年３月31日

長崎県松浦市教育委員会

教育長　松　尾　　紘

例　言

1．本書は、長崎県県北振興局田平土木事務所の委託を受けて旧鷹島町教育委員会が調査主体となり平成13年度と平成14年度に実施した鷹島町神崎港改修工事に伴う鷹島海底遺跡の緊急発掘調査の報告書である。その成果は概報として平成14年３月・平成15年３月にそれぞれ刊行している。本書の作成は、平成18年１月１日に１市２町で合併し、松浦市教育委員会生涯学習課が主体となって平成19年度の国庫補助事業として実施した。

2．調査にあたっては、文化庁及び長崎県教育庁学芸文化課をはじめ九州・沖縄水中考古学協会（現特定非営利活動法人アジア水中考古学研究所等多くの方にご協力を賜った。

3．遺物の実測及び写真撮影等については文部科学省科学研究費補助金基盤研究（Ｓ）（以下「科研費」という。）の代表者である琉球大学法文学部池田榮史教授に全面的ご協力・ご支援をいただいている。ここに記して感謝を申し上げます。

4．本書で使用した図面・写真の記録類については、市立鷹島埋蔵文化財センターで保管している。

5．本書で報告した遺物のうち一部は、松浦市立鷹島歴史民俗資料館及び埋蔵文化財センターで展示公開している。

6．遺物の写真撮影は、科研費で行った調査分と金沢大学大学院博士課程考古学専攻の小川光彦氏撮影分、生涯学習課課長補佐兼文化財室文化財係長兼社会教育係長の中田敦之撮影分がある。なお、図版の縮尺は統一していない。

7．本書の執筆は、琉球大学池田榮史教授が第Ⅱ章２の球状土製品・４～８、早稲田大学客員准教授山本信夫氏が第Ⅲ章２陶磁器、11その他の遺物、第Ⅴ章を、第１章及び第Ⅱ章１・３・９・10と11の一部を中田が、第Ⅱ章と第Ⅱ章12を同課学芸員松尾昭子があたった。なお、第Ⅳ章１－３の出土遺物の保存処理の報告は、平成17年度・18年度の特定非営利活動法人文化財保存支援機構から提出された『鷹島海底遺物を中心とした引き上げ遺物の保存と活用　平成18年度事業報告書』に一部加筆して掲載した。第Ⅳ章４樹種同定の項は、京都大学名誉教授伊東隆夫氏より玉稿をいただいた。陶磁器に関しては、山本信夫氏より玉稿をいただき中田が一部編集を行い掲載した。記して感謝申し上げます。なお、本文中の遺物説明では図版との関係で同じ箇所で説明していないことを予めご了承下さい。

8．出土状況図作成後に取り上げた遺物と、出土位置の確認を行った遺物は、通し番号で１から1900まで「Ｎｏ.」を付し、リフトからの遺物については、その出土順に陶磁器は「ＲＣ」（Retrieved Ceramics）、金属製品は「ＲＭ」（Retrieved Metal Objects）、木製品は「ＲＷ」（Retrieved Wooden Artifacts）、漆製品は「ＲＬ」（Retrieved Lacquer Wares）、骨は「ＲＢ」（Retrieved Bones）の種別略号に分けて番号を付して遺物に注記をした。なお、通し番号では543～600と1507～1600までは整理の都合上欠番としている。

（例）海底出土遺物・・・・「ＫＺＫ　01　Ｎｏ.１」　2001年（平成13）　海底出土遺物番号

リフト出土陶磁器・・「ＫＺＫ　02　ＲＣ６」　2002年（平成14）　リフト出土陶磁器番号

9．本書の編集は、中田があたった。

1．鷹島海底遺跡の調査

鷹島海底遺跡は、長崎県松浦市鷹島町南岸の東側に位置する干上鼻から西側の雷岬までの約7.5km、汀線から沖合約200mまでの範囲、約150万㎡の海域に所在している。鷹島海底遺跡として昭和56年に周知されるようになったことから、当該範囲内におけるあらゆる開発行為は文化財保護法によって規制されることになり、各種開発の前には事前に発掘調査が必要となっている。

鷹島海底遺跡の発見に至った要因は、昭和55年度から３カ年計画で総括研究代表者であった江上波夫東京大学名誉教授を中心として、文部省科学研究費特定研究「古文化財に関する保存科学と人文・自然科学」の一部として「水中考古学に関する基礎的研究」による実験調査地として長崎県北松浦郡鷹島町が選ばれたことに起因している。この調査では音響測探機のソノストレーター及びサイド・ス



第１図　松浦市管内図（１/150,000）

第Ⅱ章　平成13・14年度の調査

1．調査に至る経緯

鷹島南岸の海底からは以前より地元の漁師によって碇類や碗類、硫石等の遺物が数多く引き揚げられており、また当地は以前から蒙古襲来におけるいわゆる「弘安の役」の際の暴風雨によって元軍の大部分の軍船が沈没遭難した場所であるとの通説があった。

昭和55年から昭和57年にかけて行われた、文部省の科学研究費特定研究「古文化財に関する保存科学と人文・自然科学」（総括研究代表者：故江上波夫東京大学名誉教授）の一部である「水中考古学の基礎的研究―水中遺構・遺物等の探査および保存に関する研究―」（代表者：現在宮崎東海大学教授）の実験調査地として鷹島が選ばれ*、その結果、鷹島南岸東側の干上鼻から西側の雷岬までの延長約7.5km、汀線より沖合に200mに至る約150万㎡の範囲が、元寇関係遺物を包蔵する周知の遺跡として昭和57年に遺跡台帳に登録された。遺物が採集される範囲は鷹島南岸全域にわたっており、汀線から沖合200mというのは開発工事が及ぶと予想される海岸からの距離であり、水深は20－30mほどのラインである。以来、当該地における各種の開発に伴う緊急の発掘調査を行ってきた。

ちなみに調査を実施した神崎港付近には、昭和49年春、地元神崎免の道岡市氏が貝掘り中に、元軍が所持していた青銅製の「管軍総把印」と印面にパスパ文字で刻まれた印鑑を採集した地点がある。

調査は、地元の強い要望により実施された神崎地区の漁港の改修工事に伴う緊急調査として始まり、これまでに、本報告をあわせて３回の改修工事が行われたのに伴い、発掘調査を実施してきた。

最初に長崎県県北振興局田平土木事務所により神崎港の改修工事（離岸堤建設）の計画が提出され、長崎県教育庁文化課（当時）、鷹島町教育委員会（当時）の３者で協議を行い、周知の遺跡の範囲でもあることから、発掘調査を行うこととなった。まず平成２年の調下調での地質調査の結果をもとに、平成６年に2,000㎡の区域の地層探査を行い、反応地点を確認するため浚渫作業を慎重に行い、元寇関係遺物を確認した場合には浚渫を中止してエアーリフトによる発掘調査を行うという方法をとった。このときの地層探査の結果は、現海底面から１～２ｍ下に異常反応が４箇所認められたが、それまでの調査知見では元寇関係の遺物包含層はゆるいシルト層から更に数m下であると考えられていた。その後、浚渫作業中に現海底下１～２ｍのシルト層から碇石と木片が発見されたことにより認識が改められ、大型の木製梶等が発見されている。この調査では、探査による地層の状況は一致したが、異常反応ポイントと実際の遺物の出土地点とは必ずしも重ならないという結果となってしまった。このときの調査は、次年度の平成７年の２ヵ年にわたって調査を実施しているが、6,000㎡という広大な調査対象区域のうち浚渫作業ができたのが1,200㎡、そのうち発掘調査ができた面積が900㎡にとどまり、残りの部分を全面発掘できずに、平成９年に離岸堤建設の実施に至ったことは、非常に残念であり、筆舌に尽くし難いものがある。

次に調査を行ったのは、平成12年である。このときは、この神合の離岸堤を東側に延長する計画であり、長崎県県北振興局田平土木事務所と鷹島町教育委員会（当時）との協議においても、平成６年

から７年にかけて行った調査の結果からも元寇関係遺物を包蔵していることが十分に予想されるため、事前の調査が必要であるという結論に達した。このときの調査では、前回の調査の結果を踏まえ、発掘元寇関係遺物の包含層を的確に捉えることができたことが、大きな成果の一つといえる。また、構造船の一部と見られる部材や、それまでバラストとして積載されていたと考えられていた礫が、カマドの材料として使用されていたことが判明し、更に兵士が身に着けていたベルトのバックル、武器である矢束等が出土してきたことなどで、船の構造だけでなく兵士の姿や船上での具体的な生活が見えはじめたことが、成果として挙げられる。

次に、今回報告する調査は、神崎港の主体部分である船揚場、荷揚場及び防波堤工事に伴う発掘調査である。長崎県県北振興局田平土木事務所と鷹島町教育委員会（当時）との協議において、前年度の離岸堤の延長工事に伴う発掘調査の範囲の北側に接する範囲も含まれることから、前年度（H12）の調査結果からも元寇関係遺物の出土が予想されたため、発掘調査を行うこととなった。当初、平成13年度内に調査を終了し、引き続き工事が着手される予定であったが、予想を上回る遺物の質と量であったために、予定していた期間を延長して調査を行った。そして、引き続き次年度の平成14年に調査を実施することとなった。

調査期間

平成13年度調査　　平成13年８月17日から10月25日まで

平成14年度調査　　平成14年７月11日から12月７日まで

※『松浦党』研究者である伊万里市出身の故吉田敬康氏により江上先生に鷹島が紹介されたことが契機となった。

参考文献

1．図録　鷹島　蒙古襲来・そして神風の島　鷹島町教育委員会　2001

2．鷹島町文化財調査報告書　第２集　鷹島海底遺跡Ⅱ　―長崎県北松浦郡鷹島町神崎港改修工事に伴う緊急発掘調査報告書―　1996　長崎県鷹島町教育委員会

3．鷹島町文化財調査報告書　第４集　鷹島海底遺跡Ⅴ　―長崎県北松浦郡鷹島町神崎港改修工事に伴う緊急発掘調査報告書②―　2001　長崎県鷹島町教育委員会

4．鷹島町文化財調査報告書　第６集　鷹島海底遺跡Ⅵ　―長崎県北松浦郡鷹島町神崎港改修工事に伴う発掘調査概報―　2002　長崎県鷹島町教育委員会

２．調査方法

今回の調査は船揚場、荷揚場部分となる潮間帯区域の調査と防波堤部分にあたる海底区域とに分けて行った。潮間帯区域については、幅２ｍ×長さ15ｍのトレンチを設定して調査した。このトレンチ調査では、遺物の包含層の無いことを確認するにとどまり、汀線から沖にむかっての層序を掴むには至らなかった。本来であれば、汀線から沖合に向かってのトレンチ設定が理想である。しかし、０ｍ

地点より標高の高い範囲の調査は比較的容易であるが、逆に低い範囲は大潮の干潮時以外は水没している状況にあるため、常に波の影響を受ける環境にある。矢板を打ち込み、海水の浸入をストップさせての調査も積極的に考慮すべきであった。

海底区域については調査区を設定するにあたり、調査区域のグリッド表示は、離岸堤の上部構造南隅（沖側）を基準線とする、平成6年以来の表示法を踏襲し、これに基づき調査区域の設定を行った。前回の離岸堤延長工事に伴う発掘調査では、水深が深いのでエアーリフト[1]を使用したが、今回の海底での発掘はサンド・ポンプを利用したドレッジ（水中掘削機）―サンド・ポンプリフト[2]を使用した。調査中に視界が不良となり遺物の確認が困難な場合や、遺物が小さく軽量な場合には、誤って遺物を吸い込むこともあるが、リフトの排水口は海上の筏に設置して回収可能であり、遺物の回収が確認された時点で、吸口側の作業ダイバーとの水中有線電話による連絡で、おおよその出土位置と水深を確認できる。

発掘は堆積層の確認をしながら掘り進めたが、これまでの出土状況より、堆積層の上部からの遺物出土はほとんど無く、砂層中では層内に含まれる貝殻破片が大きくなり、礫混じりの貝層に移行しはじめるところから遺物が出土する傾向にあるため、それより上の部分の層については、効率的に掘削を進めた。出土した遺物は、出土位置を保持するため速やかにピンポールや砂を入れた土嚢で保護し、調査員による確認の後、遺物の周辺部を慎重に掘り進めている。更にナンバーリングの後、出土状況をカラーネガフィルム、カラーポジフィルム、デジタルカメラ、デジタルビデオカメラで記録撮影し、遺物の集中して出土した地点では、25cm間隔でメッシュを入れた２ｍ×２ｍの鉄製枠をグリッド表示に対応する位置で水平に固定して写真測量用写真を撮影し、出土状況平面図の作成とレベリングを行った。水中では陸上に比べて平衡感覚が鈍るため、測点用のピンポールと標尺（スタッフ）には、縦付け式の水平器を取り付けて使用した。その他の散発的に確認された遺物は、出土位置，標高の数値確認後に回収を行った。海底における標高については、サンドポンプリフトからの遺物に関しては、10cm間隔で表示される圧力感知式の水深計（ダイバーズウオッチ）と、離岸堤に設置した潮位確認用の標尺の数値から標高を算出し、海底出土の遺物に関しては、予め海底に打ち込んだ鋼管へ移動した標高を利用し、任意の標高で水糸に通した可動式簡易水平器と標尺（スタッフ）を使用し、求めたものである。なお、海底で出土状況図の作成を行った遺物と，出土位置の数値の記録を行った遺物に関しては、遺物の種別にかかわらず、通し番号で「No」を付し、サンドポンプリフトからの遺物については、その出土順に陶磁器は「ＲＣ」、金属製品は「ＲＭ」、木製品は「ＲＷ」、漆製品は「ＲＬ」，骨は「ＲＢ」の種別略号に分けて番号を付した。

平成13年度は、調査対象面積と調査期間を考慮すると全範囲を完掘するのは困難であると予想されたため、普水時間との関係で、水深が浅く効率の良い陸側の７－Ｃ区・８－Ｃ区・９－Ｃ区を中心に進め、その後沖側のＮ40ラインに沿って東西方向のトレンチ調査を行い、Ｎ25ライン及びＮ45ラインにおいても東西方向のトレンチで出土状況の確認を行い次年度の調査につなげた。

平成13年度において一旦、調査を終了する際に、フナクイムシやキクイムシ等の海中生物から木製品を保護するため、遺物に銅製の網をかぶせて砂を入れた土嚢で押さえて終了した。その後、汀線付近のトレンチ調査の結果、荷揚場・船揚場区域及び防波堤の一部については遺物包含層が無いものと判断して建設工事がなされたが、浚渫工事の際に舞い上がったシルトが海底の調査区域にも10～30cmの厚さで再堆積していた。次年度に発掘調査を再開したときは、この再堆積シルトの除去から始まったが、海底の表層に含まれていたビニールなどのゴミが多く含まれており、これらがサンドポンプのスクリュー部に絡まるために、再堆積シルトの除去には予想外の時間を費やす結果となった。

７－Ｃ区・８－Ｃ区・９－Ｃ区は、前年度の調査で陶磁器を中心とする遺物が多数出土したが、検出面の遺物を回収した後、再度掘削を行い検出面の下位からの遺物出土の有無を確認するまでには至らなかったため、まず，７－Ｃ区・８－Ｃ区・９－Ｃ区とＮ25・Ｎ40・Ｎ45の３つの東西トレンチに再堆積していたシルトを除去した後、Ｗ30南北ラインの堆積層断面の観察記録を行い、次いでＮ25東西ラインとＮ40東西ラインの堆積層断面の観察のため、現海底面での幅約３ｍ、検出面での幅約５ｍ前後のベルトを残して残りの区域の掘削を暫時行い、２本のベルトの層序観察と記録の後，調査区全体を検出面まで掘削した。砂層を堆積層とする調査区域の東半分（陸側）は、ドレッジによる掘削も容易で，出土遺物も陶磁器を中心とする遺物に限られる傾向にあるため、発掘作業も順調であったが，西半分（沖側）は粘着性を持ち比較的締まった砂質シルトが主体になる上に、陶磁器をはじめ、加工木材、鉄製品、銅製品、漆製品等が面的に検出されたため、掘削時間の多くを西側調査区に費やした。

遺物出土状況の記録は、陶磁器、鉄製品の点在する東側調査区においては、位置と標高の数値の記録にとどめて，遺物出土状況の実測は西側調査区を中心に行ったが，調査に終盤は時間的な制約もあり，７－Ｂ区では最初に実測を行った大型木製品（No601）と陽樋築材（No1439・1440）周辺を除いて実測は行わず、また，最終的に残った７－Ａ区は、ほとんどの遺物は出土地点の記録のみに終始し，大型の木製品のみ、遺物の数箇所の位置を計測し，回収後に遺物出土状況の実測図を補足した。

水中の遺跡調査では、海底での活動時間が制限されるため、遺物出土状況の実測などには陸上に比べてはるかに時間を要する。今回は，その実測時間の短縮を目的に，写真測量による図化の導入を積極的に試みたが，鷹島海底遺跡は透明度が低いため，狭い範囲しか撮影できないことや，一般の撮影用のカメラで撮影した写真は，引き伸ばしたときの歪みを修正することができないので，写真実測を行うには測量用の大型のカメラが必要であり，水中での撮影のために更にそのカメラのハウジングを製作しないといけないなど，多くの問題が生じ，今のところ，人力による実測にはおよばない結果となった。しかし，このような透明度の低い海域での写真測量は今後の研究課題でもある。

註　1）海底の吸口直径15cmのホースに，台船上から空気を送り込み，圧力差と空気の浮力による膨張作用を利用して，海底の土砂を海水ごと吸い上げる掘削用の機材。

2）モーターでスクリューが回転することにより吸引力が発生することを利用して，海底の土砂を海水ごと吸い上げる掘削用の機材。原理は掃除機と同じ。

参考文献

1．鷹島町文化財調査報告書　第２集　鷹島海底遺跡Ⅱ　―長崎県北松浦郡鷹島町神崎港改修工事に伴う緊急発掘調査報告書―　1996　長崎県鷹島町教育委員会

2．鷹島町文化財調査報告書　第４集　鷹島海底遺跡Ⅴ　―長崎県北松浦郡鷹島町神崎港改修工事に伴う緊急発掘調査報告書②―　2001　長崎県鷹島町教育委員会

引用文献

1．鷹島町文化財調査報告書　第６集　鷹島海底遺跡Ⅵ　―長崎県北松浦郡鷹島町神崎港改修工事に伴う発掘調査概報―　2002　長崎県鷹島町教育委員会

2．鷹島町文化財調査報告書　第７集　鷹島海底遺跡Ⅶ　―長崎県北松浦郡鷹島町神崎港改修工事に伴う発掘調査概報②―　2003　長崎県鷹島町教育委員会

３．報告書作成に至る経緯

鷹島海底遺跡の発掘調査は、長崎県県北振興局田平土木事務所から鷹島町が委託を受けて、鷹島町教育委員会が調査を実施した。

当初は、平成13年度で調査が終了する予定であったので、当然、報告書にかかる印刷代、人件費なども予算に含まれていた。そのため、平成13年度調査報告書の刊行については、調査は終了していないが、調査の状況を広く知ってもらうために概報を刊行することとなった。

平成14年度調査の報告書については、13年度分とまとめて本報告をする方向で協議を進めたが、開発事業者である長崎県県北振興局田平土木事務所側を説得できなかった。出土した遺物の量と質を考えると、12月の初旬に調査を終了して、２ヶ年分の資料を年度内に整理を終えて本報告書を刊行することはとても無理であったので、次年度１年間の整理期間をいただいて、概報ではなく、本報告書を刊行できるようにお願いをしたところであったが、事業計画が平成14年度で終了するため、次年度に報告書を刊行する予算は確保できないとの回答であり、報告書は年度内に刊行してもらいたいとの回答であった。また、年度内に報告書を刊行するには、概要報告しかできず、学術的な報告書としての詳細な報告ができないため、再度、次年度の予算確保をお願いしたが、田平土木事務所では概要報告で充分であるとの回答であった。当時の町の財政状況では、単独予算を確保しての報告書の刊行はできない状況にあり、やむなく、概要報告にとどまった。新年度に入った時点で鷹島町のほうから田平土木事務所へ本報告書刊行の予算確保のお願いをしたが、概要報告書の刊行を持って事業の完結とみなし、神崎港の改修工事の事業も完了をしているので、予算計上はできないとの回答であった。（これまでにも何度か報告書刊行のための予算計上のお願いをしたが、同様の回答であった。）

平成18年に合併し松浦市となって、今回、文化庁の保存活用事業により報告書刊行の運びとなったことは、偏に文化庁、松浦市をはじめ、関係者皆様の深いご理解の賜によるものと信じている。

第Ⅴ章　出土陶磁器について

今回の引き揚げ資料は元の沈没船が１艘分なのか複数なのかという点も残るが、１艘分の積載品と仮定してみた場合には以下の点が把握される。

陶磁器内容については、まず青磁・白磁などの碗・皿類食器が少数であり、大多数は陶器の壺類で占められる事が注意されよう。さらに壺は耳壺ⅩⅢ類が最多で、大小の壺が次に多く、少数の大型甕、鉢、水注などがあり、全体から見ても各種の貯蔵容器が中心となっている点は容易に把握される。

耳壺ⅩⅢ類はこの特定器種に数量集中がある点でかなり偏向的であり、二、三の仮説も可能であろう。その形やサイズからみて個々人の携帯水筒など運搬容器の用途としても手ごろな器種かもしれない。長期海上遠征に際して保存食、水などを上の貯蔵器が担っていた点は確かであろう。

軍事船としても平時ではなく日本側との交戦を目的とした船舶機材の投入が明確であるから、武器以外の軍事用備品内容を見るにも実に興味深い点があろう。

青磁・白磁などの一般食器については一部釣窯系碗などの日本出土例で稀少なものを除き、当時の中国・軍人使用品のランクを知る格好の資料となる。この点では積載陶磁の一部の良質青磁を除き、日本国内に大量に流通している一般質中国食器との落差は少ない事が判る。

現在すべての器種分類と数量さらに性質といった点について分析中で、かつ他の沈船についても検討中であり、後日別稿で正確な集計を行うことにしたい。

上記したように鷹島沖元船積載品の性格の一点は貯蔵具が中心であり、ここに商船とは異なる軍用船の現実的性格も表れているとみてよいだろう。

出土陶磁器などからみた年代推定

図示した陶磁器・土器の年代は歴史時代に限るものであるが、８～９世紀の須恵器・土師器、12世紀中頃～後半（陶磁編年Ｄ期）に上限のある龍泉窯青磁碗Ⅰ－１類、陶器甕Ⅳ類、下って14世紀初頭前後～前半（陶磁編年Ｇ期）に位置する龍泉窯系青磁坏Ⅳ類、白磁森田碗Ｃ類、Ｂ'系皿、陶器壺Ⅴ'類、さらにこれ以降の朝鮮系陶器、近世の肥前系陶磁など幅広い時期に及ぶものである。しかしこれらの点数はきわめて限られており、残る青磁碗・皿・坏・盤や白磁碗の大半は13世紀中頃～後半（陶磁編年Ｅ～Ｆ期のうちＦ期中心）、陶器の大多数の資料はほぼ13世紀に位置するもので「弘安の役」1281年に推定されうる元船の時代に一致するものである。とくに陶器の年代幅は青磁・白磁と同レベルに短縮する事は内外の出土傾向からして難しい。しかし各器種の特徴からみると12世紀中頃・後半～前半に出土する同種の陶器に比べて多少鈍化する傾向が見え、14世紀中頃以降には消滅する器種が殆どである。また時代的に後出の韓国新安沖元代沈没船（1323年）に積載された青磁、白磁、陶器のごく一部には鷹島出土と同型のものが含まれている点も注意される。総じて今回の陶磁器の多くは13世紀中頃～後半に位置し、13世紀前半（Ｅ期）と14世紀初頭前後～前半（Ｇ期古段階）の中間的位置を示すことが明らかで、貴重な成果と把握されよう。

第Ⅵ章　調査の成果と今後の課題

平成13・14年度の２年間にわたった鷹島海底遺跡の緊急発掘調査では、各種の遺物が多量に出土している。まず船体の部材と思われる大型の木製品が挙げられ、長さ３ｍを越える船の外板や隔壁材、マストの台座や他にも加工痕を有する木製品もあるが、船体そのものの検出はできていない。しかし、海外での沈船との比較により、鷹島出土の木製品から「弘安の役」における元軍使用の船の復元には重要な資料となるものである。陶磁器では、破片点数で500点を越え、破片単位の大きなものが多く、分布範囲がほぼ10ｍ以内と限定されることから接合及び復元が可能なものが多かった。陶器では中国江蘇省宜興窯の褐釉陶器壺が多く、口縁部・底部・胴部の圧痕と油着痕より、窯の中で隙間無く詰込まれた状態で焼成されたものか口縁部が楕円形に変形したものまで見受けられる。陶器ではこの他にも各種の壺や鉢があるが、日本国内の消費地遺跡では、宋人が居住していた博多遺跡群を除いて、出土例は少ない。この点、鷹島海底遺跡出土の陶器の器種と型式は、今後の編年の基準となると思われる。供膳具では碗が圧倒的に多いのが特徴で、製品の質としては大きく精粗に分けられる。比較的質の良いものでは、河南省釣窯の碗をはじめ、浙江省龍泉窯系青磁碗等が数点あるのに対して、当時の日本国内においては、商品として多く輸入された形跡が無く、製品の質的には劣る福建省産と思われる青磁碗や、焼成不良により胎土が磁化していない不良品と思われる碗が大半を占め、龍泉窯系の鎬蓮弁文碗でも、蓮弁の削出しは丁寧であるが、釉の発色が非常に悪いものなどが見受けられる。これは船団を構成する指揮官や将校クラスと兵卒との使用供膳具の違いが反映されているものと思われるが、窯の特定と中国国内での流通圏を検討すれば、船員の徴用地や出港地に結び付く手掛かりとなるものと思われる。高麗青磁等朝鮮半島産は東路軍に関する遺物であるが、これは極端に少ない。

次に「軍」の存在を裏付ける遺物として武具類の鉄製青・刀剣類・帯金具・矢束・「てつはう」・弩等の出土がある。球状土製品は直径14～15cm前後で、理化学的分析の結果からこれは『蒙古襲来絵詞』に見られる所謂「てつはう」であると結論をだしている。また、「管軍総把印」同様「王百戸」銘の墨書青磁碗もあり、軍隊の編成を知る大きな手がかりとなっている。

その他の遺物では日常生活品である漆椀・漆塗櫛・銅鍋・銅匙・銅銭・砲等の各種の遺物が出土している。これらの遺物を含めて２ヶ年の調査で約1,500点が出土しているが、一番遅れているのが保存処理作業である。遺物自体が海底からの出土品であるため脱塩処理を兼ねて仮保存中の木製品もあり、ＰＥＧ処理中のものもある。今後も国庫補助事業の一環として保存処理を行っていくが、問題点として自前による保存処理が進んでいない点である。保存処理専門部会の指導を得て早急に進めて行かなければならない。

これらの出土遺物は「元寇」という世界史上重要な出来事を解明していく上で大きな手がかりを与えている。鷹島海底遺跡は、考古学のみならず、東アジア史・美術史・造船史・軍事史といった多方面の研究としても様々な情報を提供できる日本国内の遺跡としては稀有な存在であり、貴重な遺跡である。そのため国の史跡指定及び出土遺物の重要文化財の指定に向けて進んでいくことが重要である。

図版２　調査風景②



調査風景



砂層（右側）と砂質シルト層（左側）の状況



遺物の検出状況



実測用調査枠の組立て風景



遺物へのナンバーリング風景

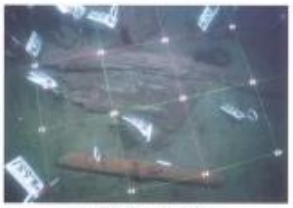

調査枠と遺物出土状況

図版３　調査風景③



遺物出土状況の写真撮影風景



遺物出土状況のビデオ撮影風景



遺物出土状況の実測風景



遺物出土状況の実測風景



出土遺物の標高測定風景



出土遺物の標高測定風景

図版4　調査風景④



遺物の取り上げ風景



遺物の取り上げ風景



遺物の取り上げ風景



遺物の取り上げ風景



遺物の取り上げ風景



遺物の陸揚げ風景

図版５　出土遺物 陶磁器①



第20図１　陶磁碗　(No39内面)



第20図１　陶磁碗　(No39外面)



第20図１　陶磁碗　(No257内面)



第20図１　陶磁碗　(No257外面)



第20図２　陶磁碗　(No139a)



第20図３　陶磁碗　(No500内面)

図版６　出土遺物 陶磁器②



第20図３　陶磁碗　(No500外面)



第20図４　陶磁碗　(No455内面)



第20図４　陶磁碗　(No455外面)

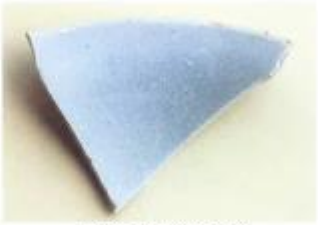

第21図６　白磁碗　(No713)



第21図８　白磁碗　(No153a)



第21図９　白磁碗　(No161)

図版７　出土遺物 陶磁器③



第22図16　青磁碗　(No829)



第22図16　青磁碗　(No829)



第22図17　青磁碗　(No906)



第22図18　青磁碗　(No1279)



第22図19　青磁碗　(No857)



第22図20　青磁碗　(No142b)

図版８　出土遺物 陶磁器④



第22図21　青磁碗　(No452)



第22図23　青磁碗　(No1730)



第22図27　青磁碗　(No881)



第22図28　青磁碗　(No898・900)



第22図28　青磁碗　(No898・900)



第22図29　青磁碗　(No938)

図版9　出土遺物 陶磁器⑤



第23図31　青磁碗　(No817)



第23図32　青磁碗　(No86)



第23図33　青磁碗　(No33a･453･737)



第23図33　青磁碗　(No737)



第23図34　青磁碗　(No992)



第23図36　青磁皿　(No933･02･RC59)

報告書抄録

ふりがな	まつうらしたかしまかいていいせき
書名	松浦市鷹島海底遺跡
副書名	平成13・14年度鷹島町神崎港改修工事に伴う緊急調査報告書
巻次	
シリーズ名	松浦市文化財調査報告書
シリーズ番号	第2集
編集者名	池田榮史・山本信夫・中田敦之・松尾昭子
編集機関	松浦市教育委員会
所在地	長崎県松浦市志佐町里免365番地　電．0956-72-1111
発行年月日	西暦　2008年3月31日

ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード 市町村	コード 遺跡番号	北緯 ° ′ ″	東経 ° ′ ″	調査期間	調査面積 ㎡	調査原因
鷹島海底遺跡	松浦市鷹島町神崎免地先公有水面	42208	49020	33° 25′ 30″	129° 46′ 36″	2001. 8.17 / 2001.10.25 2002. 7.11 / 2002.12. 7	487.5 950	船着場・防波堤建設工事 防波堤建設工事

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
鷹島海底遺跡	包蔵地	中世		・船材 ・てつはう ・鉄刀 ・銭 ・銅銭 ・碇石 ・陶磁器 ・木製品 ・鏑 ・青銅製品 ・縄 ・鉄製品	標高－5m～－14m 発掘調査

松浦市文化財調査報告書　第2集

松浦市鷹島海底遺跡

平成13・14年度
鷹島町神崎港改修工事に伴う緊急調査報告書

平成20年3月31日

発行　長崎県松浦市教育委員会
長崎県松浦市志佐町里免365番地

印刷　山口印刷株式会社
佐賀県伊万里市二里町大里乙3617-5